



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-6312
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング1204区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

民法（債権法）が大改正されます。キーワードをご紹介しますしながら改正の要点をお伝え致します。

◆現行民法は1898年（明治31年）に施行されましたが、本年6月2日、民法の一部を改正する法律が公布され、**約120年ぶりに抜本的な改正**が行われることになりました。

改正民法の施行日は、公布日から3年を超えない日（2020年6月2日まで）とされていますが、市民生活や商取引に大きな影響が生じると考えられますので、施行前に内容を確認されることをお勧めします。

本誌においても、次号以降、改正内容をやさしく解説していく予定ですが、改正の概要は下記の通りとなっています。

① 錯誤

「錯誤」とは如何なる場合を指すかのかが明文を以て定められ、また、錯誤に基づく意思表示は取り消すことが出来るものと改められました（従前は「無効」とされていました）。

② 消滅時効

各債権の時効期間を統一し、時効期間の停止や中断等の概念を整理し直しました。

③ 法定利率

法定利率が現在の年5%から年3%に引き下げられ、以後、3年ごとに法務省令によって変更されることになりました（変動制の導入）。

④ 債権譲渡

譲渡禁止特約が付されている場合でも譲渡自体は有効としたり、譲渡契約時に発生していない将来債権の譲渡が認められる等、債権の譲渡性を高め、債権譲渡を通じた資金調達が行いやすくなるための改正が為されました。

⑤ 相殺

差押えられた債権を相殺の対象とできる場合について、明確な基準が定められました。

⑥ 詐害行為取消権

取引の安全への配慮から、詐害行為として取り消すことの出来る行為が明確にされました。

⑦ 保証

事業のために借入を行う場合における個人保証を制限したり、保証契約に関する情報提供義務を定める規程等、主に個人が保証契約を締結する際の規制が強化されました。

⑧ 危険負担

債務者の帰責性なく債務の履行が不可能になった場合、如何なる時点においてまで解除や損害賠償等が認められるかについて、明確な基準が定められました。

⑨ 契約解除

軽微な契約違反を理由とする解除を禁止したり、無催告解除が認められる場合を明文化するなど、従来の慣行や判例法理が明文を以て定め

られました。

⑩ いわゆる瑕疵担保責任

「隠れた瑕疵」という文言が削除され、売買の目的物が契約内容に適合しない場合、買主は売主に対し、履行の追完を請求できる等の改正が為されました。

⑪ 賃貸借契約

賃貸人の地位の移転、敷金に関する法律関係、賃貸人の修繕義務の範囲、賃借人の修繕権、賃借人の原状回復義務等、これまで不明確であったり、判例上認められるにとどまっていた事項が明文を以て定められました。

⑫ 定型約款

約款（不特定多数の相手方と同一の契約を締結することに合理性のある契約条項）に関する規程が設けられ、これに基づく契約の効力について定められました。

（門屋）

法務トピックス

今国会では、民法改正の他にも刑法改正や皇室典範特例法等、重要法案が多く成立し公布されております。

◎「**天皇の退位等に関する皇室典範特例法**」（平成29年6月16日公布）

皇室典範第4条の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、**天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項**が定められました。

◎「**住宅宿泊事業法**」（平成29年6月16日公布）

民泊サービスの提供に関して、住宅宿泊事業の届出制度、家主不在型の住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託する事業（住宅宿泊管理業）、および宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結を仲介する事業（住宅宿泊仲介業）の登録制度が創設され、一定のルールが設けられます。

◎「**刑法の一部改正**」（平成29年6月23日公布）

被害者を女性に限っていた「強姦罪」から、男性も対象に含める「強制性交等罪」に名称が変更し、法定刑の下限が引き上げられ、「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」が新設されます。また、**親告罪の規定が削除**され、告訴がなくても起訴できるようになりました。

<法定相続情報証明制度がスタート！>

平成29年5月29日から、全国の法務局において、「法定相続情報証明制度」が開始されました。現在、相続手続を行う際には、被相続人に関する何通もの戸籍・除籍謄本を相続手続を行う各種窓口（金融機関・法務局等）にその都度提出しなければならず、費用や時間を要していました。そこで、新制度では、**戸籍・除籍謄本等と相続関係を一覧に表わした図（法定相続情報一覧図）を法務局に提出**すると、その一覧図に認証文を付した写しが無料交付され、その後の相続手続は、この一覧図の写しを提出することにより、戸籍除籍謄本等を何度も提出する必要がなくなります。**預金口座がいくつもある場合には、手続が同時に進められ、時間短縮につながります。**